

活動レポート

倫理研究会

文責：倫理研究会幹事 佐崎雅史

第1回全国技術者倫理研究・情報交換会及び第3回、第4回定例会 活動報告

はじめに

倫理研究会では、平成22年度第3回定例会を10月12日火曜日に、第4回定例会を11月8日月曜日にドーコンビルにて開催しました。また、これに先立ちまして9月24日の技術士全国大会の前に行われた第1回技術者倫理研究・全国情報交換会に参加しましたのでこれについても報告いたします。

■第1回技術者倫理研究・情報交換会

9月24日(三重県四日市市じばさん三重)

表記の会議が全国で技術者倫理研究に携わる33名の技術士が参加して開催され、活動状況の情報交換と今後の活動や研究のあり方について意見交換が行われました。大会の概要は以下のとおりです。

(1) 全体の活動報告

①技術者倫理モデル事例集の経過報告、②日刊工業新聞のコラムへの投稿案内、③CPD中央講座の講師募集、④技術者倫理教育の実務者DBの設置、⑤日本工学教育協会の技術者倫理調査研究委員会

(2) 各倫理委員会の活動報告

①北海道支部、②東北支部、③中部支部

(3) 各支部の活動報告

①北陸、②近畿、③中国、④九州、⑤沖縄

(4) 意見交換

①倫理委員会報告、②技術士倫理要綱の改訂、③今後の活動、④第2回全国情報交換会の開催

本部の倫理委員会や全国の支部の活動などを色々聞くことが出来て大変参考になりました。北海道支部からは花田代表が時代的背景、設立の目的(技術者に求められるベストプラクティスのための倫理的思考の醸成)や今後の活動内容等について簡明な報告がなされました。最後に来年第2回の全国情報



交換会の開催を決議して散会となりました。

■平成22年度第3回定例会

10月12日 参加14名

議事内容は以下のとおりです。

1) 全国大会報告：前記のとおり

2) 倫理研究会ホームページ

佐々木委員により作成されたホームページについて以下の意見が出され承認されました。

①全国の倫理研究会にリンクする

②初期画面に活動スケジュールやセミナーの案内等一般向けの情報を提供する

③若手技術士にコミュニケーションの場を提供する

④年内完成を目標とする

3) 時事問題に含まれる倫理情報

花田代表より、9月6日に朝日新聞と毎日新聞に掲載された「グリーンピースメンバーによる鯨肉窃盗事件に対する青森地裁の有罪判決」について説明があり、これについてフリートークが行われました。事件の概要は以下のとおりです。

日本の調査捕鯨で捕獲された鯨肉は鯨類研究所に送られ、価格が決定されて消費者の手に届いています。一方その一部が慣例的に船員等に土産として配られ、塩漬けにして自宅へ宅配されています。事件

はこの宅配用塩漬け鯨肉をグリーンピースのメンバー 2 人が運送会社の倉庫から盗んで窃盗罪に問われたものです。彼らは船員が鯨肉を無断で持ち帰る横領行為を告発するための正当行為と主張していました。

これについての委員からの意見を集約すると以下のとおりです。

- ①目的はどうあれ、窃盗は有罪であり青森地裁の判決は正しい(全員賛成)
- ②内部告発は社会通念上、是認されない
- ③誰かに相談してから事を起こすべきである
- ④「目的」と「法を犯すレベル」の線引き問題
- ⑤「社会に与える影響の大きさ」と「法を犯すレベル」の線引き問題

鯨を食べる日本と食べない西洋では、文化の違いから倫理観も異なることを理解する必要があるとの結論が出されて閉会しました。

■平成 22 年度第 4 回定例会

11 月 8 日 参加 19 名

議事内容を以下に示します。

- 1) ホームページについて
- ①「倫理研究会」の見出しが硬い印象を受けるのでフォントを訂正する
- ②活動実績は新しい方から順に掲載する
- ③規約(案)は(案)を削除してよい
- ④他の学会規定を追加する
- 2) 事例研究その 2

佐崎幹事より事例研究その 2 として「科学技術者の倫理」の発表がありました。内容は、廃棄物処理会社の臨時職員である田中氏が上司から使用済み冷却油剤の上澄み液を希釈して排水溝に捨てるよう命令されたところから始まります。



これが環境に悪影響を与える可能性のあることを知っている田中氏は上司にその旨を伝えますが聞いてもらえず、逆に命令に背けば次の契約はないと脅されます。職を失えば生活に困窮する田中氏は公衆の安全か企業への忠実かで悩みます。さて田中氏がとるべき行動は？という設問です。

委員からの主な意見は次のとおりです。

- ①前提条件を分かりやすく整理してほしい
 - ②時間的な要素も考えるべきではないか
 - ③廃棄物処理会社が、たとえ法的に問題がなくても環境を侵す可能性のある液体を廃棄していることをマスコミが知ったら、存続できない
 - ④会社の社会的地位を高めることを優先すべきである
- 次回さらに検討を深めることとしました

3) 内部講師による講習会

船越委員から、汚染米流用事件の全容と社会的背景、倫理的問題点などの説明がありました。概要を整理すると以下のとおりです。



- ・ 1993 年、UR 合意により MA 米の輸入開始
- ・ 国内で米は生産過剰で調整中
- ・ 国内のカドミウム汚染米の保管に 150 億円 / 年
- ・ 2005 年までは中国との取り決めで残留農薬 0.1 ppm なら問題なしとして輸入していた
- ・ 2006 年残留農薬の農水省基準が 0.01 ppm に始めて決定され、保管していた前年の中国からの輸入米 3,400 トンが汚染米扱いとなる
- ・ 汚染米は工業用にししか使用できないが、汚染米業者に調査を行い需要ありと農水省が判断
- ・ 購入した三笠フーズが主食用と偽って販売して逮捕される

発表の後、農水省の担当者の苦悩や上への報告の不徹底、情報公開の重要性等が討論されました。